

介護保険制度の改正

制度開始から6年。皆さんの生活に介護保険は大きくかかわってきています。認定者数や給付費の伸びからも、身近なサービスとして浸透してきたことが分かります。今後は明るく活力ある高齢社会を築き、制度を維持していくことが求められ平成18年4月から数々の改正がなされます。中でも皆さんにかかわりの深い改正点をお知らせします。

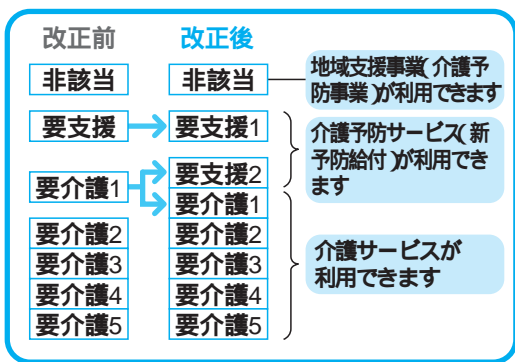
新予防給付が始まります

要支援1・2の人には、要介護状態の軽減や悪化防止に効果的な新予防給付が行われ、予防重視の仕組みに変わります。

また非該当の人には、地域支援事業（介護予防事業）で予防効果を取り入れたメニューを提供します。

介護認定が変わります

新予防給付が始まることから、要介護状態区分を細分化しました。現行の6段階から7段階に変わり、要支援1・2の支給限度額も変更されました。また、40歳から64歳の人の介護認定の要件に「がん末期」が加えられました。



地域包括支援センターが設置されます

地域包括支援センターでは、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーが中心となって、総合的な相談や介護予防に関するプランの作成など高齢者の生活を支援します。場所は市役所の高齢者福祉課（市役所議会議事棟1階）です。

4月以降、新たに要支援1・2の認定を受けた人は、サービス利用に先立ち、センターと契約していただき、センターの職員がセンターから委託された事業所の介護支援専門員がケアプランを作成します。

新しいサービスが始まります

地域密着型サービスが創設されました。これは、住み慣れた地域で暮らすために、身近で提供されることが必要なサービスで、市が事業者を指定し、成田市の住民だけが利用することが出来ます。

6種類のサービスがあります。4月から市内で利用できるのは、3カ所の認知症対応型通所介護（デイサービス）と6カ所の認知症対応型共同生活介護（グループホーム）です。ほかのサービスは今後整備を進めていきます。

福祉用具購入と住宅改修の手続きが変わります

平成18年4月1日以降、介護保険の福祉用具購入費は、指定事業者からの購入に変わりました。また、住宅改修費の給付を受ける場合は、事前申請が必要となります。購入または着工前に介護保険課またはケアマネジャーに相談してください。

介護保険被保険者証が新しくなります

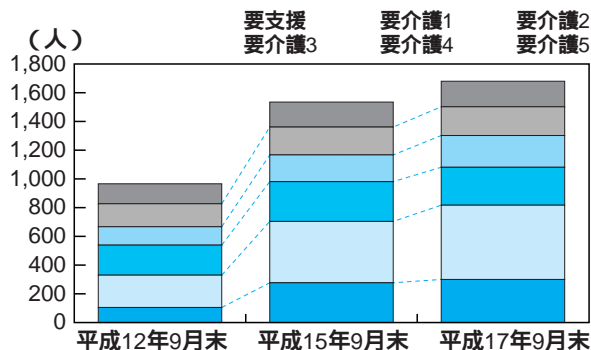
介護保険被保険者証（ピンク色）の有効期限は、平成18年3月31日までとなっていますので、3月下旬に新しい被保険者証（緑色）を郵送します。新しい被保険者証には、有効期限はありませんので大切に保管してください。

なお、既に緑色の被保険者証をもっている人には郵送しませんのでそのままお使いください。

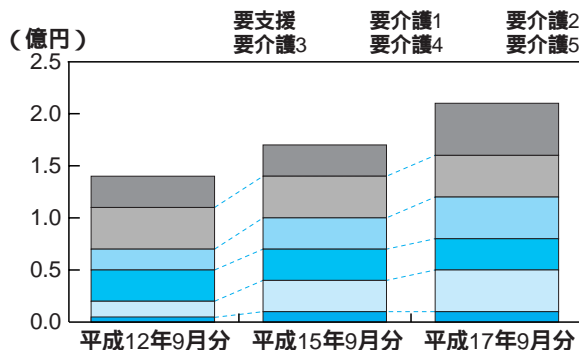
また、古い被保険者証（ピンク色）は、介護保険課（市役所1階）までお返しください。

くわしくは介護保険課 ☎2011545へ。

成田市の認定者数の推移



成田市の介護給付費の推移



介護保険制度によるサービス

介護保険のサービスを利用するには、申請して認定を受ける必要があります。要支援・要介護と認定されると下表のサービスを受けることができます。

在宅サービス

	サービス名	要介護1～5の人が利用できるサービス (介護サービス)	要支援1・2の人が利用できるサービス (介護予防サービス)
訪問サービス	訪問介護 (介護予防訪問介護)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、介護や家事を援助します	日常生活上の自力では困難な行為を支援します
	訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)	訪問入浴車が家庭を訪問して、入浴の介助を行います	疾病などのやむを得ない理由で入浴に介護が必要なときなどに支援します
	訪問看護 (介護予防訪問看護)	看護師などが家庭を訪問して、療養上の世話などを行います	生活機能を向上させるために療養上の管理が必要なときなどに支援します
	訪問リハビリテーション (介護予防訪問リハビリテーション)	理学療法士などが家庭を訪問して、リハビリを行います	理学療法士などが家庭を訪問して、生活機能を向上させるためにリハビリを行います
	居宅療養管理指導 (介護予防居宅療養管理指導)	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、療養上の管理指導を行います	医師・歯科医師・薬剤師などが家庭を訪問して、生活機能を向上させるために療養上の管理指導を行います
通所サービス	通所介護<デイサービス> (介護予防通所介護)	施設に通所して日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います	日常生活上の支援や生活行為向上のための支援に加え、目標に合わせて運動機能向上などのサービスを選択して利用できます
	通所リハビリテーション<デイケア> (介護予防通所リハビリテーション)	施設に通所して日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリを行います	日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリに加え、目標に合わせて運動機能向上などのサービスを選択して利用できます
寝たきり	短期入所生活介護・短期入所療養介護(介護予防短期入所生活介護)・ (介護予防短期入所療養介護)	家族の病気などの理由で在宅でのサービス利用が困難なときに施設に短期間入所して日常生活上の介護や支援を行います	短期間入所して筋力向上トレーニングや転倒予防のための機能訓練を行い、生活行為の維持・向上に向けた支援を行います
	特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)	有料老人ホームなどで日常生活上の支援を行います	有料老人ホームなどで自立した生活を目的とした生活行為向上の支援を行います
その他のサービス	認知症対応型共同生活介護<グループホーム> (介護予防認知症対応型共同生活介護)	認知症の高齢者が共同生活を送りながら支援や介護が行われます	認知症の高齢者が共同生活を送りながら、生活機能の向上にも配慮した支援や介護が行われます(要支援2に限る)
	福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)	自立を助けるための福祉用具を貸与します	福祉用具のうち介護予防に資するものを貸与します(身体などの状態により利用できる福祉用具が異なります)
	特定福祉用具販売(介護予防特定福祉用具販売) 指定業者からの購入に限る	入浴・排せつなどに使用する福祉用具を販売します	介護予防に資する入浴・排せつなどに使用する福祉用具を販売します
	住宅改修費支給(介護予防住宅改修費支給) 事前申請が必要です	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費を支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費を支給

軽度の認知症の人のケアを行うために、住み慣れた地域での生活を支える地域密着型サービスです(地域密着型サービスにはこのほかに認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護などがあります)

施設サービス(要支援の人は利用できません)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で在宅での生活が困難な人に、日常生活の介護を行います
介護老人保健施設	状態が安定している人に、在宅復帰できるようリハビリを中心としたケアを行います
介護療養型医療施設	急性期の治療を終え、長期の療養を必要とする人のための介護型医療施設